焼津市狭あい道路整備に関する指導及び助成要綱

平成15年２月24日告示第21号
平成19年３月26日告示第60号一部改正

（趣旨）

第１条　この要綱は、市民の理解と協力のもとに、市内の狭あいな道路の拡幅整備を促進することにより、良好な市街地形成及び生活環境の向上を図るため、道路の拡幅整備に関する指導及び助成に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　道路拡幅用地　幅員が４メートル未満の道路に接する土地の一部で、当該土地と道路との境界線と、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第２項の規定により道路の境界線とみなされる線の間にある土地をいう。

（２）　隅切り用地　道路と道路が120度未満の角度で交わる場合における双方の道路に接する角敷地又は道路が屈折する場合における角敷地であって、第５条に定める道路拡幅基準による隅切り部分として区画される範囲をいう。

（３）　建築物等　建築物、擁壁、地下埋設設備、植木等をいう。

（４）　土地所有者等　道路拡幅用地若しくは隅切り用地（以下「道路拡幅用地等」という。）の所有者又は道路拡幅用地等内にある建築物等の所有者をいう。

（５）　地区協定　道路の拡幅整備をしようとする道路拡幅用地等の土地所有者等の道路の拡幅整備に関する合意又は同意であって、次に掲げる事項が記載されているものをいう。

ア　道路の拡幅整備の範囲及びその内容

イ　第６条各号に掲げる事項に関する対応

ウ　道路の拡幅整備に係る土地所有者等全員の署名及び押印

（適用範囲）

第３条　この要綱に定める道路の拡幅整備に関する事項は、次の各号のいずれかに該当する道路及び隅切り用地について適用する。

（１）　法第42条第２項に規定する道路であり、かつ、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第４号の市道又は焼津市法定外道路管理条例（平成15年焼津市条例第12号）第２条第１項の法定外道路であって、交差点間の連続する区間内のものについて地区協定が結ばれているもの

（２）　その他市長が必要と認める道路

（３）　前２号に該当する道路（以下「該当道路」という。）と、他の該当道路又は法第42条第１項に規定する道路が交わる箇所の隅切り用地

（４）　該当道路が屈折する箇所の隅切り用地

（適用除外区域）

第４条　この要綱は、次の各号のいずれかに該当する区域又は道路には、適用しない。

（１）　都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づく開発行為の許可を受けた開発区域で、同法第36条第３項の規定による公告がされていないもの

（２）　都市計画法第４条第６号に規定する都市計画施設のうち、道路又は公園の区域

（３）　都市計画法第12条第２項の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業について都市計画に定められた区域

（４）　国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府、建設省令第９号）に規定する密集住宅市街地整備促進事業の施行区域のうち、当該事業により整備を行う道路

（５）　その他市長が適当でないと認める区域又は道路

（道路拡幅基準）

第５条　道路の拡幅整備の基準は、法第42条第２項に規定する幅員及び距離によるものとし、別図に定めるところによる。

（道路の拡幅整備をしようとする土地所有者等の責務等）

第６条　道路の拡幅整備をしようとする土地所有者等は、次に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。

（１）　道路拡幅用地等を市に無償で譲渡すること。

（２）　前号の規定により無償譲渡を行う場合において、当該道路拡幅用地等に抵当権、質権、賃借権等が設定されているときは、これらを消滅させること。

（３）　道路拡幅用地等内に建築物等があるときは、撤去し、又は移設すること。

（４）　電力柱、電信電話柱又は公共ますが道路内又は道路拡幅用地等内にある場合は、これを道路拡幅用地外の自己の敷地内に移設すること。

（道路拡幅用地等の無償譲渡の申出）

第７条　前条第１号の規定に基づき道路拡幅用地等を市に無償譲渡しようとする土地所有者は、道路拡幅計画申出書（第１号様式）に地区協定書を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申出があったときは、内容を調査し、適当と認めたときは、道路拡幅計画申出同意書（第２号様式）により通知するとともに、当該申出に係る地区協定を締結した者と協議して官民境界線及び道路中心線を決定するものとする。

（寄附の申込み等）

第８条　前条の規定による官民境界線等の決定があったときは、土地所有者は、焼津市財産規則（昭和40年焼津市規則第14号）第19条第１項に定める寄附申込書を市長に提出して寄附の申込みをするものとする。

２　市長は、前項の規定による寄附を受納したときは、焼津市財産規則第19条第２項の規定により土地所有者に通知するものとする。この場合において、当該道路拡幅用地等に抵当権、質権、賃借権等が設定され、又は建築物等があるときは、あらかじめこれらが消滅され、又は撤去若しくは移設されていなければならない。

（助成金及び奨励金）

第９条　市長は、土地所有者等が道路拡幅用地等を無償譲渡した場合において、第６条第３号に規定する建築物等のうち、擁壁、地下埋設設備、植木等の撤去又は移設を行ったときは、別表に定めるところにより、当該撤去又は移設に要する費用について助成金を交付する。ただし、当該撤去又は移設に要する費用についてその他の事業等により助成金その他の金銭給付等を受ける場合には、助成金の全部又は一部を交付しないことができる。

２　市長は、隅切り用地を無償譲渡した土地所有者等に対し、当該隅切り用地の相続税評価額の1.5倍に相当する額の奨励金を交付する。ただし、当該隅切り用地についてその他の事業等により奨励金その他の金銭給付等を受ける場合には、奨励金の全部又は一部を交付しないことができる。

（交付申請等）

第10条　前条の規定による助成金又は奨励金（以下「助成金等」という。）の交付を受けようとする土地所有者等は、当該撤去又は移設の工事に着手する前に、それぞれ、建築物等助成金交付申請書（第３号様式）又は隅切り用地奨励金交付申請書（第４号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、助成金等の交付を決定したときは、建築物等助成金交付決定通知書（第５号様式）又は隅切り用地奨励金交付決定通知書（第６号様式）により、当該土地所有者等に通知するものとする。

３　前項の規定により助成金の交付決定の通知を受けた土地所有者等は、速やかに建築物等の撤去又は移設の工事を行い、当該工事が完了したときは、建築物等撤去工事完了報告書（第７号様式）により市長に報告しなければならない。

４　市長は、前項の規定による報告があったときは、これを審査し、助成金の額を確定したときは、

建築物等助成金確定通知書（第８号様式）を当該土地所有者等に通知するものとする。

５　市長は、第２項の規定により奨励金の交付決定の通知をした隅切り用地について、第12条第１項の規定により所有権移転登記が完了したときは、奨励金の額を確定し、隅切り用地奨励金確定通知書（第９号様式）により当該土地所有者等に通知するものとする。

６　前２項の規定による通知を受けた土地所有者等は、速やかに建築物等助成金請求書（第10号様式）又は隅切り用地奨励金請求書（第11号様式）により助成金等を請求するものとする。

（助成金等の返還等）

第11条　市長は、助成金等の交付決定を受けた者に不正な行為があったとき、その他交付を不適当と認める事由が生じたときは、交付決定を取り消し、又は交付した助成金等の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（分筆等の登記）

第12条　市長は、寄附を受納した道路拡幅用地等について、分筆及び所有権移転の登記を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、抵当権、質権、賃借権等の解除のため分筆が必要な場合は、寄附の申込みがあった道路拡幅用地等について分筆登記を行うものとする。

（道路拡幅用地の整備等）

第13条　市長は、前条第１項の規定により所有権移転登記が完了した道路拡幅用地等について、舗装等の整備をするものとし、この場合において、整備に支障となる電力柱、電信電話柱又は公共ますがあるときは、併せてこれらの移設等を行うものとする。

（雑則）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月26日告示第60号）

この告示は、平成19年４月１日から施行する。

別表（第９条関係）

単位：円

項目		内容	単位	金額
フェンス、塀等		道路拡幅用地内にあるフェンス、塀等を除却し、道路築造に支障とならない形態とする費用	１ｍ当たり	4,900
樹木		道路拡幅用地内にある樹木を撤去する費用	低木１本当たり	700
			中木１本当たり	1,400
			高木１本当たり	9,200
生垣		道路拡幅用地内にある生垣を撤去する費用	１ｍ当たり	2,800
地下埋設設備		量水器及び結水管を移設し、道路築造に支障とならない形態にする費用	１箇所当たり	19,300
		給水管を移設し、道路築造に支障とならない形態にする費用	１箇所当たり	14,000
		ガス管を移設し、道路築造に支障とならない形態にする費用	１箇所当たり	4,100
		雨水ます等を移設し、道路築造に支障とならない形態にする費用	１箇所当たり	6,400
擁壁工事費	撤去費	道路拡幅用地内にある擁壁を除却し、道路築造に支障とならない形態とする費用	１ｍ当たり（高さ0.5m以上1.5m未満）	7,900
			１ｍ当たり（高さ1.5m以上）	20,400
	新設費	拡幅後の用地内に擁壁を設置し、道路築造に支障とならない形態にする費用	１ｍ当たり（高さ0.5m以上1.5m未満）	21,700
			１ｍ当たり（高さ1.5m以上）	36,300
事務手続費		助成金の申請その他の手続に要する費用	１申請当たり	20,000

備考

１　樹木の項目中、低木は高さ1.0m未満とし、中木は高さ1.0m以上とし、高木は地面からの高さ1.2mの位置で測った幹周が15ｃｍ以上のものとする。

２　擁壁の高さは、道路面からの平均の高さとする。

３　助成金の合計額（擁壁工事費及び事務手続費を除く。）は、道路拡幅用地が道路に接する部分の長さ１ｍ当たり２万円を乗じて得た額を上限とする。

４　擁壁工事費に係る助成金の最高限度額は、100万円とする。

５　助成金の合計額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。